

(02) 療育手帳交付者の状況

療育手帳は、北海道の療育手帳制度要綱に基づき、知的障がい者(児)に対して、各種の援助を受けやすくするとともに、福祉の増進に資することを目的としています。

障害の程度は、軽度、中度、重度、最重度と4段階となっており、手帳はA(重度・最重度)とB(軽度・中度)に区分されます。

(令和3年3月31日現在)

区分 市町村	18歳未満			18歳以上			合計		
	A	B	計	A	B	計	A	B	計
増毛町	4	7	11	25	38	63	29	45	74
小平町	1	3	4	24	22	46	25	25	50
苫前町	1	4	5	17	25	42	18	29	47
羽幌町	2	12	14	40	67	107	42	79	121
初山別村	0	0	0	10	7	17	10	7	17
遠別町	0	7	7	19	27	46	19	34	53
天塩町	1	1	2	19	24	43	20	25	45
町村計	9	34	43	154	210	364	163	244	407
留萌市	9	45	54	71	134	205	80	179	259
合計	18	79	97	225	344	569	243	423	666

(03) 心身障害者扶養共済制度加入者の状況

(令和3年4月1日現在)

	加入者数
増毛町	5
小平町	4
苫前町	1
羽幌町	1
初山別村	0
遠別町	2
天塩町	1
町村計	14
留萌市	8
合計	22

心身障害者扶養共済制度とは、障がいのある方を扶養している保護者が、自ら生存中に毎月一定の掛金を納めることにより、保護者が死亡・重度障害等にあつたときに、障がいのある方に終身一定額の年金を支給する制度です。

- 支給額 1口：月額2万円
2口：月額4万円
- 掛金 加入時の加入者の年齢による(9,300円～23,300円)

(04) 腎臓機能障がい者通院交通費補助事業の状況

腎臓機能障がいに起因する症状を軽減又は除去する目的で、人工透析療法による医療を受けるための通院に要した交通費を補助する事業です。

(令和3年3月31日現在)

区分 市町村	腎臓機能障がい者通院交通費補助事業					
	前期		後期		合計	
	実人数(人)	支給額(円)	実人数(人)	支給額(円)	実人数(人)	支給額(円)
留萌市	0	0	0	0	0	0
増毛町	0	0	0	0	0	0
小平町	1	4,900	2	7,000	3	11,900
苫前町	2	8,400	1	3,500	3	11,900
羽幌町	0	0	0	0	0	0
初山別村	0	0	0	0	0	0
遠別町	4	15,650	3	11,200	7	26,850
天塩町	1	18,190	1	16,970	2	35,160
合計	8	47,140	7	38,670	15	85,810